

地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会規約

1. 名 称

この会は、地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

2. 目的及び活動

この協議会は、福岡市西南部に位置する中村学園大学、福岡大学、福岡歯科大学(以下「三大学」という。)が、教育・研究・地域との交流等について、三大学に関連した情報の共有、連絡、協議、調査、連携活動等の意見交換等を行い、地域への貢献及び三大学の発展に寄与することを目指すものとする。

3. 会 員

協議会の会員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 中村学園大学、福岡大学、福岡歯科大学の各大学から選出された者
- (2) 第1号の会員が必要と認めた者

4. 経 費

協議会に要する経費は各大学が負担する。

5. 事務局

協議会の事務局は、三大学の持ち回りとする。

附 則

この規約は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成20年2月4日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成20年10月10日から施行する。